

平成25年9月9日

北海道PCB廃棄物処理施設（増設施設）

プラズマ溶融分解施設の操業開始について

弊社北海道事業所におきましては、本年1月から増設施設のプラズマ溶融分解施設の試運転を実施しておりましたが、この度試運転が終了し、北海道への行政手続きが完了しましたので、9月9日から操業を開始します。これにより新たに安定器等のPCB汚染物等の受入・処理を行います。

記

1 北海道事業所では、増設施設のプラズマ溶融分解施設について、北海道から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく、特別管理産業廃棄物処分量の事業範囲変更許可を平成25年8月30日付けで受けたことに伴い、安定器などのPCB汚染物等の処理を新たに開始するものです。

2 設備の概要

(1) 処理対象物 PCB汚染物等（安定器、感圧複写紙、小型電気機器等）
運転廃棄物、撤去廃棄物

(2) 処理方式 プラズマ溶融分解法

【※高温のプラズマにより処理対象物に含有するPCBを瞬時に分解する方法】

(3) PCB処理能力 12.2t/日（PCB汚染物等量）

3 操業開始日 平成25年9月9日

4 施設の経緯

・平成20年 5月 当初施設操業開始
(処理対象物～高圧トランス、高圧コンデンサ等)

・平成23年12月 増設施設現場着工

・平成25年 1月 増設施設試運転開始（～25年7月）

・平成25年 9月 増設施設操業開始
(処理対象物～安定器、感圧複写紙、小型電気機器他)

<連絡先>

日本環境安全事業株式会社北海道事業所

所 長 青木 仁志 (TEL 0143-22-3111)

副 所 長 松本 修 (TEL 0143-22-4581)

総務課長 佐々木 聡 (TEL 0143-22-3111)

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都港区芝一丁目7番17号
氏名 日本環境安全事業株式会社 代表取締役 矢尾板 康夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成25年8月30日
許可の有効年月日 平成30年5月14日

1. 事業の範囲

洗浄・分離（ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物）、
分解（廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル処理物、ポリ塩化ビフェニル汚染物）。
以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設
ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設及び分離施設

設置場所 室蘭市仲町14番7
設置年月日 平成20年5月1日
処理能力 (分解施設)
1.8t/日(24時間)、0.075t/時間
(洗浄施設)
10.8t/日(24時間)、0.45t/時間
(分離施設)
3.4t/日(24時間)、0.141t/時間

許可年月日 平成19年4月27日
許可番号 胆環生第451号

施設の種類 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル処理物、ポリ塩化ビフェニル汚染物の分解施設

設置場所 室蘭市仲町14番7
設置年月日 平成25年8月5日
処理能力 12.2t/日(24時間)、0.51t/時間

許可年月日 平成23年11月25日
許可番号 胆環生第3146号

施設の種類 保管場所1

設置場所 室蘭市仲町14番7

面積 184㎡
種類

・廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物。
保管上限 327㎡

施設の種類 保管場所2【荷捌室】

設置場所 室蘭市仲町14番7

面積 41.2㎡
種類

・廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル処理物、ポリ塩化ビフェニル汚染物。
保管上限 56.0㎡

施設の種類 保管場所3【プラズマ処理待室】

設置場所 室蘭市仲町14番7

面積 56.6㎡
種類

・廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル処理物、ポリ塩化ビフェニル汚染物。
保管上限 52.8㎡



(2/2)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

(平成20年5月15日 新規許可)

平成25年5月15日 許可の更新

平成25年8月30日 変更許可 (分解 (ポリ塩化ビフェニル汚染物) の追加。)

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

有 無

